

公 告

次のとおり公募型プロポーザルに付すこととしたので公告する。

令和 7 年 4 月 9 日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 業務内容

(1) 業務名

令和 7 年度「ひろしまユニコーン 10」資本政策支援業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務の仕様等

公募型プロポーザル説明書及び業務委託仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(4) 履行場所

広島県 ほか

(5) 事業予算額

23,000 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 公募型プロポーザル参加資格

公募型プロポーザル参加資格要件として、次の事項を全て満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しないこと。
- (2) 本件調達の公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。
- (3) 公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、低入札価格調査制度事務処理要領第 11 項に定める他入札への参加禁止措置の対象となっている者でないこと。
- (4) 令和 3 年広島県告示第 670 号（令和 4 年から令和 6 年までの間において県が行う物品 及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等）によって、「56A 広告・広報」「56D イベント」「61E 研修等」又は「61K コンサルティングサービス」のいずれかの資格を認定されている者であること。

3 公募型プロポーザル手続等

- (1) 公募型プロポーザル説明書及び仕様書等の交付場所、交付期間及び入手方法

本業務の公募型プロポーザルの手続を示したプロポーザル説明書及び仕様書は、広島県ホームページの入札契約情報に掲載するほか、以下の場所において交付する。

ア 交付場所

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県 商工労働局 イノベーション推進チーム スタートアップ企業創出担当
(広島県庁東館2階)

電話(082)513-3353(ダイヤルイン)

イ 交付期間

令和7年4月9日(水)から令和7年4月28日(月)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に
関する法律〔昭和23年法律第178号〕に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までの
間、随時交付するほか、広島県ホームページに掲載する。

ウ 入手方法

上記アの場所で直接受け取る、又は広島県ホームページからダウンロードすること。

(2) 公募型プロポーザル参加資格の確認

ア 本件公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、公募型プロポーザル説明書に明記されてい
る公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び必要な添付書類(以下「公募型プロポーザル参加資
格確認申請書等」という。)を提出し、公募型プロポーザル参加資格の確認を受けなければならない。
い。

確認の結果、公募型プロポーザル参加資格に適合するとされた者に限り、公募型プロポーザルに
参加することができる。

イ 提出先

上記(1)アの場所

ウ 提出期限

令和7年4月28日(月) 午後5時【必着】

エ 提出方法

持参又は郵送等(書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律〔平成14年法律第99
号〕第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者の提
供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。)又は電子メールに
よる。ただし、郵送等による場合は、上記ウの期限までに必着することとする。

オ 公募型プロポーザル参加資格の確認結果の通知

令和7年4月30日(水)までに、申請書に記載された連絡先にメールで通知する。

(3) 提案書の提出期限及び提出方法

ア 提出先

上記(1)アの場所

イ 提出期限

令和7年5月7日(水) 正午【必着】

ウ 提出方法

持参又は郵送等による。ただし、郵送等による場合は、上記イの期限までに必着することとする。

4 最優秀提案者の決定

(1) 審査方法

提案書の内容を基に、あらかじめ定めた提案書評価基準に従い、広島県商工労働局所管公募型プロポーザル方式等選定委員会（産業振興施策）による書面又はプレゼンテーション（オンライン）審査を行い、最も高い評価値を得たものを最優秀提案者として決定する。

(2) 審査日程

令和7年5月16日（金）

(3) 審査評価基準

評価項目については、「本業務企画提案書作成要領」に基づき記載した項目を対象に評価を行う。

(4) 結果の通知

令和7年5月19日（月）までに、すべての提案書提出者に対し、メールで通知する。

5 その他

(1) 契約の締結

最優秀提案者と提出された提案書をもとに協議を行い、協議が整った場合に、本県の契約担当職員が別途定める予定価格の範囲内で、契約を締結する。この協議の際、提出された提案書の内容等について一部変更する場合がある。

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(3) 契約保証金

免除する

(4) 公募型プロポーザル参加者に求められる義務

公募型プロポーザル参加者は、契約を担当する職員から公募型プロポーザル参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 契約書作成の可否

要

(6) その他

公募型プロポーザル説明書による。

6 問い合わせ先

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県商工労働局 イノベーション推進チーム スタートアップ企業創出担当（広島県庁東館2階）

電話（082）513-3353（ダイヤルイン）

メールアドレス： syo-innovkan@pref.hiroshima.lg.jp